



「子どもの事故に関する母子健康手帳への記載について・ 子どもの事故予防に関する取り組みについて」



平成24年6月1日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
母子保健課



母子健康手帳について

概要

- 市町村が、妊娠の届出をした者に対して交付(母子保健法第16条第1項)。
- 妊娠、出産及び育児に関する一貫した健康記録であるとともに、乳幼児の保護者に対する育児に関する指導書である。

構成と内容

- ① **必須記載事項(省令事項):** 妊産婦・乳幼児の健康診査、保健指導に関する記録等
必ず記載しなければならない全国一律の内容。厚生労働省令で様式を規定している。
ex. 妊娠中の経過、乳幼児期の健康診査の記録、予防接種の記録、乳幼児身体発育曲線
- ② **任意記載事項(通知事項):** 妊産婦の健康管理、乳幼児の養育に当たり必要な情報等
自治体の任意で記載する内容。厚生労働省令で記載項目のみを定め、通知で様式を示している。
自治体独自の制度等に関する記載も可能。
ex. 日常生活上の注意、育児上の注意、妊産婦・乳幼児の栄養の摂取方法、予防接種に関する情報

沿革

| 年次 | 名称 | 内容 |
|--------|--------|---|
| 昭和17年～ | 妊産婦手帳 | 出産の状況、妊産婦・出産児の健康状態等 |
| 昭和23年～ | 母子手帳 | 乳幼児期までの健康状態の記録欄等の追加 |
| 昭和41年～ | 母子健康手帳 | 医学的記録欄がより詳細に 保護者の記録欄等の追加(育児日誌的性格も付加) |
| 平成4年～ | 母子健康手帳 | 交付主体が都道府県又は保健所を設置する市から市町村へ 手帳の後半部分を任意記載事項に |

※平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ省令事項及び任意記載事項の様式改正を行った。
(平成24年度から適用)。

母子健康手帳の改正について(平成23年)

改正の趣旨

平成22年乳幼児身体発育調査、近年の社会的変化及び母子保健の変化等を踏まえ、「母子健康手帳に関する検討会」を開催し、平成23年11月に報告書を取りまとめ、その報告書を踏まえ省令事項及び任意記載事項の様式改正を行った。

改正の内容

【省令様式】

- 1 妊娠経過の記載欄について、近年のハイリスク妊娠の増加、妊産婦の安全に関する意識や状況の変化及び妊産婦健康診査の充実を受け下記のとおり改正
 - (1) 妊娠・分娩の際のリスクに関する情報を追記
 - (2) 妊婦健康診査の記録欄の増加
 - (3) 妊産婦等の自由記載欄の増加
- 2 成長発達の確認項目の一部について、保護者が記載しやすいよう、達成時期を記載する形式に変更
- 3 胆道閉鎖症等、生後1か月前後に便色の異常を呈する疾患の早期発見のため、新生児の便色に関する情報を提供
- 4 平成22年乳幼児身体発育調査に基づき、乳幼児身体発育曲線及び幼児の身長体重曲線を改訂

【任意様式】

- 1 予防接種記載項目について、定期接種の記載欄を一連の様式となるよう、任意記載欄の拡充・変更
- 2 最低限に必要な知識は引き続き情報提供したうえで、任意様式の簡略化（URLの記載やリンク集を設け情報提供に対応）
- 3 その他所要の改正

子どもの事故に関する記載の掲載理由

| 項目 | 掲載時期 | 掲載理由 |
|-----------------|------------------------------|---|
| チャイルドシート | H13年度改正 (→H14年度より新 様式) | 近年における乳幼児の自動車乗車中の死傷者数の増加及び乳幼児を同乗させて自動車を運転するときのチャイルドシートの使用の義務化を踏まえ、任意記載事項の作成例の「事故の予防」の欄に、チャイルドシートの使用に関する記載を追加する。 (H14年「母子健康手帳改正に関する検討会」の報告についてより) |
| 消費者庁のウェブ ページ | H23年度改正 (→H24年度より新 様式) | 消費者庁において、携帯電話やパソコンより、月齢・年齢ごとに起こりやすい事故とその予防策が閲覧できるインターネットサイトを運営している。 いつも手元にある携帯電話より子どもの事故とその予防策を確認できる利便性があるため、周知する。 (消費者庁 消費者政策課からの回答書より) |
| パワーウィンドウ の注意 | H23年度改正 (→H24年度より新 様式) | パワーウィンドウにより、子どもが指を切断したり、首を挟み込んで意識不明の重態になったりと、重大事故が発生しているため、「子どもを車に乗せるとき」の注意事項に加える。 (消費者庁 消費者政策課からの回答書より) |

母子健康手帳の子どもの事故予防に関する記載

事故の予防

現在わが国では、不慮の事故が子どもの死亡原因の上位となっています。事故の内容は年齢によって異なりますが、周囲が気をつけることで防げるものが大部分です。発育過程の中で、いつ頃、どんな事故が起こりやすいか知っておくことは、事故の予防の上で大切です。

月齢・年齢別で見る起こりやすい事故

| 月・年齢 | 起こりやすい事故 | 事故の主な原因と対策 |
|--------|--|---|
| 新生児 | 周囲の不注意によるもの 窒息 | ☆誤って上から物を落とす ☆上の子が抱き上げてけがさせたり、物を食べさせたりする ☆まくらや柔らかい布団 |
| 1～6か月 | 転落 やけど | ☆ベッドやソファなどから落ちる(ベッドから離れるときは柵を上げる) ☆大人が子どもを抱いたまま熱い飲料をこぼす |
| 7～12か月 | 転落・転倒・はさむ やけど 溺水 誤飲・中毒 窒息 車中のけが | ☆扉、階段、ベッド、パギー、椅子 ☆アイロン、魔法瓶やポットのお湯、炊飯器やスチーム加湿器の蒸気 ☆浴槽、洗濯機に落ちる(残り湯をしない) ☆たばこ、医薬品、化粧品、洗剤、コインなど ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆座席から転落(チャイルドシートで防止できる) |
| 1～4歳 | 誤飲(中毒) 窒息 転落・転倒 やけど 溺水 交通事故 火遊びによる死傷 | ☆範囲が広がり、あらゆるものが原因になる ☆お菓子などの食品がのどにつまる ☆階段、ベランダ(踏台になるものを置かない) ☆熱い鍋に触れる、テーブルクロスを引いて湯をこぼす(テーブルクロスは使用しない) ☆浴槽に落ちる、水あそび ☆飛び出し事故(手をつないで歩く) ☆ライター、マッチなどによる火遊び(子どもの手の届くところにライターなどを置かない) |

※ 消費者庁ホームページ「子どもを事故から守る！プロジェクト」

- ・携帯電話用: <http://www.caa.go.jp/m/pc/kodomo/>
- ・パソコン用: <http://www.caa.go.jp/kodomo/index.php>

※ 化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによって起こる急性の中毒について情報提供、相談が行われています(異物誤飲(小石、ビー玉など)、食中毒、慢性の中毒、常用量での医薬品の副作用は受け付けていません)。
(財)日本中毒情報センター

・大阪中毒110番 TEL072-727-2499
(24時間365日対応)

・つくば中毒110番 TEL029-852-9999
(9時～21時365日対応)

・たばこ専用回線 TEL072-726-9922
(無料(テープによる情報提供)24時間365日対応)

◎子どもの命を守るチャイルドシート

子どもの命を守るため、また、事故による被害を防止、軽減するために、自動車に同乗させるときにはチャイルドシートを必ず正しく使用しましょう。チャイルドシートを使用していないと、使用しているときに比べて、事故時に死亡又は重傷となる率が著しく高くなります。

- ※ 医療機関で生まれた赤ちゃんが退院して自宅に初めて帰るとき(生まれて初めて車に乗るとき)からチャイルドシートを使用できるよう、出産前から準備しておきましょう。
- ※ 幼児(6歳未満の子ども)を同乗させて自動車を運転するときは、疾病のためチャイルドシートを使用させることが療養上適当でないなど使用義務が免除される場合を除き、チャイルドシートを使用することが法律により、義務付けられています。
- ※ 正しいチャイルドシートの使用方法
(<http://www.npa.go.jp/koutsuu/kikaku/childseat/index.htm>)

◎車の中の危険

窓を閉め切った車の中は、真夏でなくても短時間で車内温度が上昇し、子どもが脱水や熱中症を引き起こし、命を落とすこともあります。子どもが車内の装置を動かして事故になることもあります。どんなに短時間でも、決して子どもだけを残して車から離れてはいけません。また、パワーウインドウに首や指を挟まれて重傷を負う事故が起きています。操作する前に必ず一声かけ、普段はロックしましょう。

◎自転車の危険

子どもを自転車の幼児用座席に乗せるときは、転倒や転落によるけがを防ぐため、自転車乗車専用のヘルメットを着用させましょう。決して子どもだけを残して自転車から離れてはいけません。

「健やか親子21」について

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標
- 平成13年から開始



⇒当初は10カ年計画であったが、計画期間を見直し、4年延長（平成26年まで）

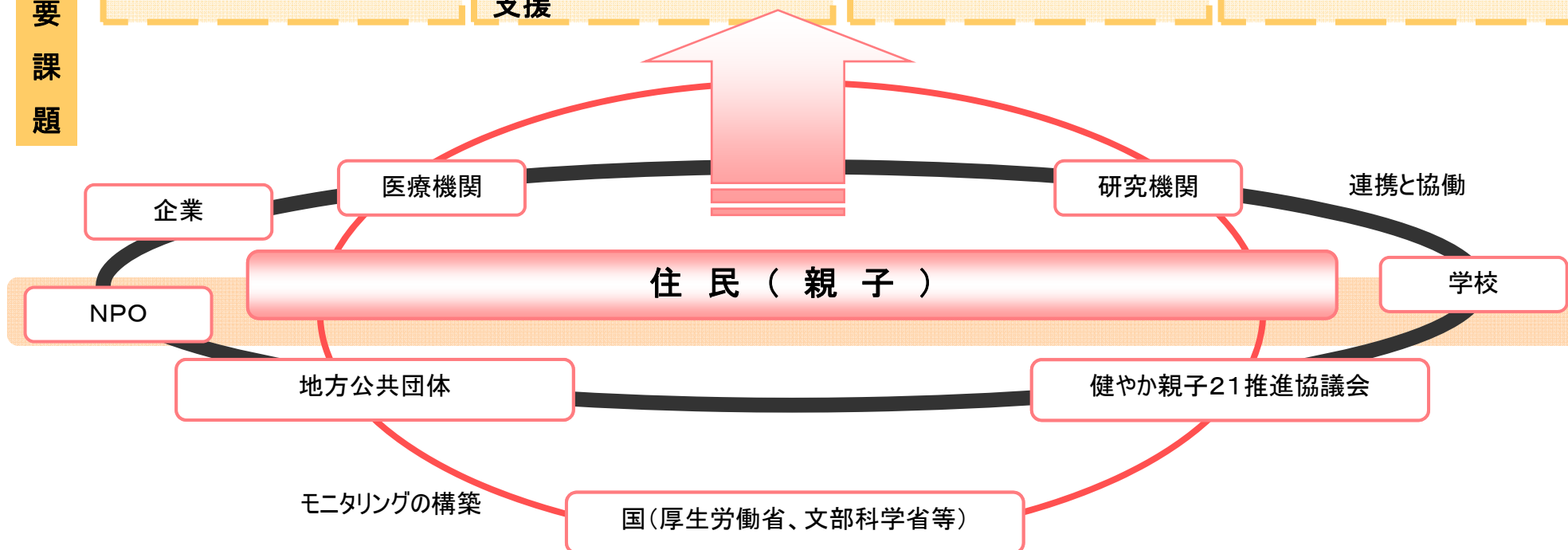
4
つ
の
主
要
課
題

【課題1】
思春期の保健対策の強化
と健康教育の推進

【課題2】
妊娠・出産に関する安全性
と快適さの確保と不妊への
支援

【課題3】
小児保健医療水準を維持・
向上させるための環境整備

【課題4】
子どもの心の安らかな発達
の促進と育児不安の軽減



「健やか親子21」 今後の取組の目標

課題3 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

- 3-1 周産期死亡率
- 3-2 全出生数中の極低出生体重児の割合・全出生数中の低出生体重児の割合
- 3-3 新生児死亡率・乳児（1歳未満）死亡率
- 3-4 乳児のSIDS死亡率
- 3-5 幼児（1～4歳）死亡率
- 3-6 不慮の事故死亡率
- 3-7 う歯のない3歳児の割合
- 3-8 妊娠中の喫煙率、育児期間中の両親の自宅での喫煙率
- 3-9 妊娠中の飲酒率
- 3-10 かかりつけの小児科医を持つ親の割合
- 3-11 休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合
- 3-12 事故防止対策を実施している家庭の割合
- 3-13 乳幼児のいる家庭で風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合
- 3-14 心肺蘇生法を知っている親の割合
- 3-15 乳児期にうつぶせ寝をさせている親の割合
- 3-16 6か月までにBCG接種を終了している者の割合
- 3-17 1歳6か月までに三種混合・麻しんの予防接種を終了している者の割合
- 3-18 初期、二次、三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の割合
- 3-19 事故防止対策を実施している市町村の割合
- 3-20 小児人口に対する小児科医・新生児科医・児童精神科医師の割合
- 3-21 院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合
- 3-22 訪問看護ステーションや患児を一時的に預かるレスパイトケアサービスを整備している自治体の割合

| 指標 | 策定時の現状値 | 第1回中間評価 | 第2回中間評価 | 目標 |
|---|--|---|---|------|
| 【保健水準の指標】 | | | | |
| 3-6 不慮の事故死亡率 | ※1(00) (人口10万対) | ※1(04) (人口10万対) | ※1(08) (人口10万対) | 半減 |
| 0歳 | 18.2 | 13.4 | 13.2 | |
| 1～4歳 | 6.6 | 6.1 | 3.8 | |
| 5～9歳 | 4.0 | 3.5 | 2.2 | |
| 10～14歳 | 2.6 | 2.5 | 1.9 | |
| 15～19歳 | 14.2 | 10.6 | 7.7 | |
| 【住民自らの行動の指標】 | | | | |
| 3-11 休日・夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合 | ※3(01) 1歳6か月児/3歳児 86.6%/88.8% | ※3(05) 1歳6か月児/3歳児 87.8%/89.9% | ※3(09) 1歳6か月児/3歳児 84.2%/85.3% | 100% |
| 3-12 事故防止対策を実施している家庭の割合 | ※3(01) 1歳6か月児/3歳児 79.1%/72.8% | ※3(05) 1歳6か月児/3歳児 80.5%/74.7% | ※3(09) 1歳6か月児/3歳児 81.0%/78.1% | 100% |
| 3-13 乳幼児のいる家庭で風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合 | ※3(01) (1歳6か月児のいる家庭) 31.3% | ※3(05) (1歳6か月児のいる家庭) 30.7% | ※3(09) (1歳6か月児のいる家庭) 36.2% | 100% |
| 3-14 心肺蘇生法を知っている親の割合 | ※3(01) 1歳6か月児/3歳児 19.8%/21.3% | ※3(05) 1歳6か月児/3歳児 15.3%/16.2% | ※3(09) 1歳6か月児/3歳児 17.0%/18.3% | 100% |
| 【行政・関係団体等の取組の指標】 | | | | |
| 3-18 初期、二次、三次の小児救急医療体制が整備されている都道府県の割合 | ※3(01) 初期70.2% 二次12.8% 三次100% | ※10(05) 初期 (政令市88.0% 市町村46.1%) 二次54.7% 三次100% | ※10(09) 初期54.2 (政令市91.8% 市町村52.4%) 二次100%(都道府県単位の回答) 三次100% | 100% |
| 3-19 事故防止対策を実施している市町村の割合 | ※3(01) | ※10(05) | ※10(09) | |
| 3～4か月児健診 | 32.6% | 48.7% (政令市71.6%/市町村48.0%) | 46.7% (政令市67.6%/市町村45.7%) | 55% |
| 1歳6か月児健診 | 28.6% | 41.3% (政令市58.3%/市町村40.7%) | 41.7% (政令市53.7%/市町村41.1%) | 50% |

(〇〇):調査、統計等の西暦年を表示 ※1人口動態統計 ※3厚生労働科学研究(子ども家庭総合研究等) ※10厚生労働省(母子保健課等)調べ

子どもの事故予防に関する取り組み

子どもの事故予防強化事業（H22年度～H23年度、H24年度より一般財源化）

事業の目的

子ども（特に乳幼児）の事故の大部分については、予防可能なことから、健診等の場を活用し、保護者等に対する意識啓発をきめ細かく行うことで、子どもの事故の予防強化を図る。

啓発資料等の情報提供

厚生労働科学研究費補助金（厚生労働科学特別研究事業）

「乳幼児の事故を予防するための戦略研究」に関するフィージビリティ・スタディ

（研究代表者：衛藤 隆 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 日本子ども家庭総合研究所）

- ・DVD（子どもの笑顔を守るために防ぎましょう！子どもの事故）
- ・リーフレット（防ぎましょう！子どもの事故）：発達段階に合わせ、3～4か月児健診用、1歳6か月児健診用、3歳児健診用の3種類

の情報提供